

- **期 間** 2022年11月5日（土）～13日（日）
- **会 場** 中国・武漢（議長国：中国）、スイス・ジュネーブ
会議2日目には**閣僚級会合**が開催される
 - ✓ 締約国の閣僚、閣僚レベルの政府職員または大使が参加 ※**日本は参加せず**
 - ✓ 湿地の保全と賢明な利用のための行動に合意し、条約の履行促進を目的とし「武漢宣言」を发出
- ラムサール条約第4次戦略計画の見直しを含む合計21の決議が採択された
- **気候変動COP27、CBDCOP15**及び**持続可能な開発目標（SDGs）**との連携強化の重要性を再確認
- 日本関係者の受賞（呉地氏の**ラムサール賞受賞**や新潟市及び出水市による**湿地自治体認証**）は、COPでも称賛を得た
- 次期会期における**常設委員（Standing Committee ; SC）**が選出がされ、日本はイラク（代理：イラン）及びラオス（代理：インドネシア）とともに委員となった
- 韓国・中国が単独又は連名で決議案文書を多数提案するなど、両国のラムサール条約への積極的な姿勢が見られた
- **日本の関係者の受賞等**

○ 湿地自治体認証

- 湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発に関する**国際基準を満たす**自治体を評価し認証するスキーム
- **新潟市（新潟県）及び出水市（鹿児島県）の認証**が決定。**我が国で初となる認証**

○ ラムサール賞

- **宮城県在住の呉地正行氏**（NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本理事、日本雁（がん）を保護する会会長）が**ラムサール賞**ワイズユース（湿地の賢明な利用）部門を受賞
- **水田の生物多様性の向上、湿地を生息地とする鳥類の保全活動**などが評価される



呉地 正行 さん
(くれち・まさゆき)

COP14の主要な採択決議について（1/4）

■ XIV.4

ラムサール条約第4次戦略計画のレビュー、COP14からCOP15までの間の追加事項及び第5次戦略計画の主要要素に関する決議

COP15までの期間において締約国が抱える課題への対応を支援するため、現行のラムサール条約第4次戦略計画 2016-2024 に3つのテーマ別附属書を追加するもの。また**昆明・モンtréal生物多様性枠組**の採択をもって現行の附属書を更新するもの。

- 今回、新たに作成・追加する附属書は以下のとおり：
 - (1) **持続可能な開発目標（SDGs）** の達成につながる湿地保全活動
 - (2) **新しいCEPA**（Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness ; 交流、能力養成、教育、参加、普及啓発）
アプローチ
 - (3) **ジェンダー**に配慮した湿地政策と実践
- 第5次戦略計画の策定に当たっては、特に世界湿地概略特別版、国別報告書、SDGs、昆明・モンtréal生物多様性枠組、気候変動枠組条約（UNFCCC）に対する湿地の貢献、国連生態系回復の10年、科学と政策の統合（IPBES）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等を踏まえ検討を行う

COP14の主要な採択決議について (2、3 / 4)

■ 決議XIV.11 正式な教育部門における湿地教育

学校教育における湿地教育の主流化及びさらなる教育機会の創出を目的とし、各種取組を推進するもの

- 締約国に対し、**戦略的なアプローチ**（国家湿地委員会等への教育当局の参加、専門家の招聘、国家又は準国家レベルの教育カリキュラムへの湿地教育の組み込み等）を奨励する
- **学習指導要領（カリキュラム）**に湿地教育に関する項目を加えることを奨励する
- **非公式な教育部門（学校教育以外）との連携の重要性**について決議に含めることで合意

■ 決議XIV.12 ユースを通じたラムサール・コネクションの強化

湿地の消失を止め、再生していくためには、**新しい世代（ユース）**の専門家、学識者、活動家等を含む幅広い主体の関与が必要となることから、締約国に対し、**若者の参画を促し、関与させるための戦略を策定するとともに、支援することを奨励するもの**

- 若者の声を積極的に拾うため、**NGOまたは政府をユース窓口として任命**する可能性について検討する（附属書1）
- ラムサール条約関連委員会、COP代表団への若者の参画
- 世界湿地の日のイベントなど、**子供や若者を対象としたCEPAプログラムとアウトリーチ活動**を行う
- 常設委員会に対し、条約における若者の参加を恒常的な動きとするため、**ユース作業部会**の設置を要請（附属書2）

COP14の主要な採択決議について（4 / 4）

■ 決議XIV.18

ラムサール条約基準 6 に基づく新規及び既存のラムサール条約登録地指定を支援するための水鳥の個体数推定 - 代替推定値の活用に関する決議

条約湿地の登録基準 6（1種／亜種の水鳥の個体群の1%を定期的に支える湿地）の「1%基準」の計算に適用される水鳥個体数推定値（Waterbird population Estimate ; WPE）は 2012 年以來更新されていないため、最新の推定個体数に更新されるまでの間、本決議が定める条件を満たす適切な情報源を **WPE に代替して適用**することを可能とするもの

- 科学技術検討委員会（STRP）に対し、アフリカ・ユーラシア大陸間渡り性水鳥協定（AEWA）、ボン条約（CMS）、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）などの関連機関と連携し、締約国がこの決議を適切に履行できるよう指針を作成する
- 代替の情報源は現時点においては未確定であり、今後検討を進める